

2026 年 10 月 23 日

民主改革の会
小川 淳也 様

日本労働組合総連合会
会 長 芳野 友子

2027 年度予算編成などに関する要請書

日本経済は、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格上昇や資源調達停滞などの影響が見られるものの、緩やかな回復が継続しています。政府の「中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置」の継続や電気・ガス料金支援などにより、このところの消費者物価上昇率は 2% を下回っているものの、米を除く食料品全体の価格は上昇が続いており、日用品の値上げの動きも広がっています。そのため、電気・ガス料金支援が終了する秋以降は、再び物価上昇率が高まる可能性が指摘されています。

少子高齢化と人口減少が想定を上回るペースで進行するなか、日本の持続的な成長に向けては、物価上昇を上回る賃上げ定着のための環境整備を進めるとともに、雇用の安定と公正労働条件の確保、格差の是正、将来不安の解消につながる税財政改革と社会保障制度の確立が必要です。また、日本成長戦略で示された投資の成果を広く働く者に還元する必要があります。

2027 年度予算の概算要求額は総額 143.1 兆円と、4 年連続で過去最大を更新しました。また、「補正予算依存から脱却し恒常的な施策は当初予算に計上する」とした概算要求にあたっての基本的な方針を考慮し、2025 年度補正予算と 2026 年度当初予算の合計額と比べても 2.5 兆円増加しています。金利上昇に伴う国債費の膨張が政策経費を圧迫しており、財政に対する市場の信認低下はさらなる金利上昇を招きかねないことも踏まえ、財政規律の強化と歳出構造の不断の見直しを進める必要があります。

私たち連合は、このような課題認識のもと、予算編成などに関する要請事項を取りまとめました。働く者・生活者の立場からの意見・提言としてお受けとめいただき、2027 年度予算・税制改正などに反映いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 誰もが安心してくらせる社会の実現

- (1) 税による所得再分配機能の強化と就労支援に向けて、本格的な「給付付き税額控除」実現の第一歩となる「就業者負担軽減支援金」の仕組みを構築する。その際、基礎的消費にかかる消費税負担相当分を給付するなど消費税の逆進性対策を行う。また、給付対象外となる人々の実態を丁寧に把握したうえで、年金や生活保護などの既存制度による対応との整理を行い、支援を検討する。なお、制度導入までの経過措置（つなぎ）は、制度の連続性・親和性を考慮し、飲食料品消費税率の臨時的な引き下げではなく、給付とする。

- (2) 所得税の人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え、残すものは高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる所得控除から税額控除に変えることを基本とする。現行の所得控除を維持する間は、基礎控除額は所得額にかかわらず一律とする。
- (3) 税の公平性の確保や所得再分配機能の強化に向けて、金融所得課税は、将来的な所得税の総合課税化を検討しつつ、税率構造を段階化する。
- (4) マイナンバー制度のさらなる利便性向上をはかるため、行政手続きのデジタル化やマイナポータルの活用を促進するとともに、誰もが安心して利用できるような支援体制や相談窓口の強化を進める。また、今後マイナンバーカードの更新が集中することをふまえ、国民が円滑に手続きできるよう体制の充実・拡充をはかる。
- (5) 自動車重量税の「当分の間税率」を廃止する。また、自動車関係諸税の課税根拠を整理し、軽減・簡素化する。その際、地方財政に配慮し、必要な税財源を確保する。なお、税財源は幅広く検討・議論する。
- (6) 中期的な財政健全化と将来世代への負担の先送りの解消ならびに財政に対する市場の信認を維持するため、政府が財政運営目標の指標とする債務残高対GDP比だけでなく、利払い費や財政収支なども含めて、幅広い可能性を踏まえた分析を行い、財政運営を見直す。あわせて、政府から独立した立場で、国と地方の財政に関する将来推計や財政計画を監視・評価する独立財政機関を設置する。

2. すべての世代を支える社会保障制度の確立

- (1) 働いている家族等介護者（ケアラー）が離職を強いられることなく、医療・介護・福祉などのサービスを切れ目なく受けられるようにするための支援強化と、ひとり親世帯やヤングケアラー、頼れる身寄りのない高齢者など、多様で複合的な課題を抱える人への支援強化に向けて、支援の現場を担う人材の確保につながる処遇改善策を実行するための予算措置を講じる。加えて、居住確保や子どもの学習・生活支援など包括的かつ重層的な支援体制を構築するための予算措置を講じる。
- (2) 医療人材の確保と離職防止に向けて、さらなる処遇改善策を講じるとともに、人員配置を緩和することなく、質の向上と業務負担軽減の観点から、ICTやAIなどの新技術の活用促進を支援するための予算措置を講じる。また、2026年度診療報酬改定の影響を注視し、必要に応じて、切れ目のない医療提供体制を維持できる支援策を講じる。加えて、新たな地域医療構想の検討を踏まえ、地域の実情に応じた医療機関の機能分化・連携の推進を支援する。
- (3) 介護人材の確保と離職防止に向けて、2027年度介護報酬改定などを通じて、他産業と遜色のない賃金水準へ引き上げるさらなる処遇改善策を講じるとともに、地域で必要な介護サービスを適切に受けられる提供体制を維持できる支援を行うための予算措置を講じる。また人員配置を緩和することなく、質の向上と業務負担軽減の観点から、ICTやAIなどの新技術の活用促進を支援するための予算措置を講じる。加えて、利用者や家族などからのハラスメントへの対応を含め、介護人材が安心して働き続けられる職場環境の整備を進める。

- (4) 被用者保険の適用拡大について、賃金要件の撤廃を着実に行うとともに、労働時間要件が残存することから、現場で混乱が生じないよう円滑かつ丁寧に実行する。また、設置された第3号被保険者制度のあり方に関する検討会において、第3号被保険者の生活実態等に関する調査・分析を着実に進めるとともに、将来的な第3号被保険者制度の廃止に向けた具体的な検討を進める。
- (5) 子ども・子育て支援サービスの人材確保と離職防止に向けて、さらなる処遇改善策を行うための予算措置を講じるとともに、職員配置基準の改善により安全で質の担保された提供体制を確保する。また、こども基本法にもとづく権利擁護などの推進、児童相談所や児童養護施設などの体制強化をはかるための予算措置を講じる。加えて、子ども・子育て支援金制度の財源は、社会保険料ではなく税により確保する。見直しまでの間は、現行制度の仕組みの周知徹底および実施状況・評価の透明性を確保する。

3. 中小企業などの賃上げ基盤整備の強化および社会のデジタル化と産業構造の変化への対応

- (1) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公共調達部門も含めた周知浸透と対応の徹底を働きかけるとともに、2026年1月1日施行の中小受託取引適正化法（取適法）の効果を測定し検証すること。また、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大するとともに、「よろず支援拠点」に設置された「生産性向上支援センター」を活用し、中小企業の経営効率化・生産性向上を促進する環境を整備する。
- (2) 経済や産業の構造変革への対応ならびに労働力不足の解消に向けて、社会基盤やあらゆる産業において、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、DXの推進に向けた環境整備を積極的に支援する。特に、中小企業や地方の企業の職業能力開発をはじめとする人的投資や設備投資、研究開発投資を促進するための支援を行う。あわせて、雇用形態に関わらず働く者の学び直しを支援する。
- (3) GX政策の実行にあたってはS+3Eの確保を前提とし、「公正な移行」を実現するため、地方自治体を中心に各地域における様々な関係当事者による社会対話を行い、地域の雇用に配慮した方針・計画を策定するとともに、企業の事業転換や労働者のスキル習得のための支援を行う。あわせて、セーフティネット構築のための十分な予算措置を講じる。
- (4) 国民の利便性向上や非常時におけるセーフティネット構築に向け、「デジタル・ガバメント」を推進する。ガバメントクラウドへの移行が完了していない自治体がある実態を踏まえ、自治体が抱える課題や現場実態を精査し、人員の確保・育成、自治体へのサポート体制構築など必要に応じた支援を行う。あわせて、国内IT産業の育成を支援するとともに、経済安全保障・データ主権確保のため、機密性の高い情報を扱うシステムから国産クラウドサービスの採用を進める。

4. 雇用の安定と公正労働条件の確保

- (1) 労働基準関係法制の見直しについては、労働者保護の基本原則を堅持した上で、労働組合を中核的担い手とする集団的労使関係の強化や、労働時間規制および労働からの解放規制の強化をはかる。時間外労働の上限規制の緩和や裁量労働制の拡充は、「働き方改革」に逆行するものであり、行わない。また、労働監督行政の体制強化をはかるとともに、長時間労働是正のための監督・指導を徹底するために必要な予算措置を講じる。
- (2) 無期転換逃れの雇止め防止や派遣労働の雇用安定措置の実効性確保に向けた労働局や労働基準監督署の指導監督体制を強化や、2026年10月より見直しが行われた「同一労働同一賃金」の履行確保・相談体制の拡充に必要な予算措置を講じる。
- (3) 外国人労働者を受け入れる企業等に対する指導・監督などに必要な予算を充実させるとともに、外国人育成就労機構の体制整備・人材育成および監理支援機関の確認等に必要な体制整備に関する予算措置を行う。また、外国人労働者の適正な受入れとなるよう、各産業・分野における賃金水準等の把握および、外国人労働者の処遇や就労環境の改善を進めるため、業所管省庁として必要な予算を確保する。
- (4) 事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合などへの情報提供・協議を義務づけることや、労働契約などの承継に関する規定を設けるなど、労働者保護の措置を強化するために必要な予算措置を講じるとともに、関係法令などの周知徹底をはかる。
- (5) 地域雇用の活性化とともに、すべての世代における良質な就労機会の確保に向け、求人開拓や職業訓練、相談支援、マッチング機能の充実など、ハローワークや支援機関の体制強化に必要な予算措置を講じる。また、労働保険特別会計雇用勘定の財源の安定化をはかり、今後の雇用失業情勢の変動などに臨機応変に対応できるよう備える。
- (6) 働く者の技術・技能やキャリア向上に向けて、非正規雇用で働く者や障がい者などを含め、誰もが希望する能力開発等の機会を確保されるよう、「人への投資」に関する財政支援を拡充する。あわせて、中小企業等へのノウハウの提供や相談援助の強化、訓練時間の確保、習得したスキルが処遇改善につながる環境整備をはかる。
- (7) フリーランス法の実効性確保に向け、取引適正化やハラスメント防止にかかる相談・申告窓口の機能強化や適切な指導・監督を行う十分な人員配置と予算措置を講じる。また、実態把握のための調査・研究を推進し、多くの労働者が適切に労働法の保護を受けられるよう、「労働者概念」の速やかな見直しに向けた検討を進める。
- (8) 労働教育の推進を通じて、安心して働くことができる社会を実現するため、「ワークルール教育」を定着させるための予算措置を講じる。

- (9) 最低賃金について、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に引き上げるとともに、地域間額差の是正を進める目安額が決定されるよう努める。また、中小企業・小規模事業者において最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、監督行政の強化、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備の拡充および周知や、各地方が講じる各種の助成に対する政府としての支援について、関係省庁と連携をはかり、必要な予算措置を講じる。特定（産業別）最低賃金の意義、役割についても広報、周知し、活用を促す。
- (10) あらゆるハラスメントの根絶に向けて、ハラスメントを行ってはならないことの規範意識の醸成と中小企業を含めたハラスメント防止措置の徹底、各業界の取り組み支援など、必要な予算措置を講じるとともに、ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約（第190号）の批准を行う。

5. 教育機会の均等実現と教育の質的向上

- (1) 就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。また、GIGAスクール構想における、国費による端末の保守・更新や高校への整備、情報通信技術支援員の拡充、デジタル・シティズンシップ教育などを推進する。
- (2) 教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、改正給特法および同法に基づく指針を踏まえ、就学前教育から中等教育までの教職員の配置増、定数改善および処遇改善、部活動の学校から地域クラブ活動への着実な移行、外部人材の活用も含めた負担軽減を着実に進めるとともに、教員勤務実態調査を実施するための予算措置を講じる。

6. 東日本大震災からの復旧・復興と防災・減災の推進

- (1) 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づいて、帰還・移住の促進、生活やなりわいの再建など、第3期復興・創生期間における復興の取り組みを着実に進めるための予算措置を講じる。
- (2) 事前防災を強化し、災害発生時にすべての被災者の安全と人権が確保された上で生活と復旧が進められるよう、司令塔機能を担う防災庁に十分な予算措置と人員配置をはかる。また、改正災害対策基本法に基づいて地方自治体が公表する物資の備蓄状況を点検し、広域災害にも対応しうる備蓄が行われるよう取り組むための予算措置を講じる。

7. ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現

- (1) 世界の潮流である2030年までの完全なジェンダー平等の実現（いわゆる203050）を踏まえ、ポジティブ・アクションなどの「具体的な取り組み」を着実に実行し、「第6次男女共同参画基本計画」にある「指導的地位に占める女性の割合が30%程度」とする目標の早期達成に向けて、地方の女性活躍推進を含めた必要な予算措置を講じる。
- (2) 結婚により姓を変更することで生じる不利益や負担、国際的に旧氏使用が通用しない状況を踏まえれば、旧氏使用拡大のみでは限界があることから、人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会実現のため、選択的夫婦別氏制度を導入する。

- (3) 性的指向・性自認をはじめとする多様性に関する差別・偏見をなくし、すべての人の対等・平等、人権が尊重される社会を実現するため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が定める「指針」をただちに策定し、国民の理解促進に必要な予算措置を講じるとともに、差別を禁止する法律を制定する。

8. 国民の権利保障に資する投票環境の整備

- (1) 投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、海外赴任者の選挙権保障などの観点から、端末での電子投票を可能とする。また、有権者の投票機会のさらなる確保のため、投票当日投票所の維持はもとより、共通投票所設置の拡大や期日前投票所の開設期間と時間の延長、移動期日前投票所の拡充について、十分な人員配置と財政措置を講じるとともに、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化と対象拡大を進める。
- (2) 若者の政治意識の醸成に向けて、義務教育段階から主権者教育を行う。

以 上